

「スイッチ直後品目等の検討・検証に関する専門家会合」開催要綱

平成25年8月

医薬食品局総務課

1. 目的

日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）において、一般用医薬品のインターネット販売に関して、「『スイッチ直後品目』及び『劇薬指定品目』については、他の一般用医薬品とはその性質が異なるため、医療用に準じた形での慎重な販売や使用を促すための仕組みについて、その成分、用法、用量、副作用の発現状況等の観点から、医学・薬学等それぞれの分野の専門家による所要の検討を行う。秋頃までに結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。」こととされた。

これを受けて、本専門家会合を設置し、「スイッチ直後品目」及び「劇薬指定品目」について所要の検討を行い、本年秋頃までに結論を得ることを目的とする。

2. 検討事項

- (1) 「スイッチ直後品目」及び「劇薬指定品目」の医学・薬学的観点からの特性の整理について
- (2) 「スイッチ直後品目」及び「劇薬指定品目」の医学・薬学的観点からの留意点について
- (3) その他

3. 構成員

別紙のとおり。

4. 運営

- (1) 本専門家会合は、原則公開するとともに、議事録を作成・公表する。

5. その他

- (1) 本専門家会合は、医薬食品局長が別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 本専門家会合の庶務は医薬食品局総務課で行う。